Q-33　試用期間５日目に労災で休業した場合も、解雇制限は適用されるか
A-33　試試用期間５日目であってもすでに雇用契約は成立しているので、解雇制限は適用される。
回答者　渡邊 岳　わたなべ がく 弁護士（安西法律事務所） 小栗道乃　おぐり みちの 弁護士（安西法律事務所） 出　典　労政時報 第 3723 号（08. 4.11）　付録 ※下記の内容は、2016 年 10 月 1 日現在施行されている法律に基づいています。

詳細は会員コーナーで閲覧してください。